

2川健介保第1117号
令和2年12月4日

市内指定居宅介護支援事業所
市内指定居宅介護予防支援事業所 } 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険制度の実施に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚生労働省告示第94号。以下「利用者等告示」という。）第31号のイに該当する場合は、同号に規定する福祉用具の種目に係る福祉用具貸与を算定できるとされています。

また、利用者等告示第31号のイの該当性については、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成11年厚生労働省告示第91号）別表第1の調査票のうち基本調査の直近の結果又は市町村が特に必要と認めた書類により判断するものとされています。

しかし、本市において「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月10日2川健介保第232号）にて通知しましたとおり、要介護・要支援認定を受けている者は当該認定有効期間の終了にあたり、従来の有効期間に新たに最大12か月合算することを可能とする取扱いを行っています。

そのため、調査票による利用者等告示第31号のイの該当性の判断については、サービス担当者会議での必要性の検証及び居宅サービス計画への理由の記載等が適正に行われているときは、基本調査票の結果に代わるものとしします。

また、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実績上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）第2の9（2）①ウに該当する者が更新申請をする場合については、軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書及びサービス担当者会議の記録（以下「会議録」という。）の提出は必要ですが、医師の医学的所見の確認については、今回の会議録に、前回申請時の主治医意見書や医学的見地による書面（以下「意見書等」という。）の判断内容、又は前回申請時の会議録に医師の所見による判断が明記されている場合はその内容を記載することで、意見書等を提出したものとみなします。

なお、具体的な取り扱い例については、別紙取り扱い事例を御参照ください。

介護保険課給付係 中村担当
TEL 044-200-2687
FAX 044-200-3926

【別紙】取り扱い事例

	更新前	更新後	提出書類	備考
事例1	特殊寝台を貸与	特殊寝台を継続して貸与	・確認依頼書 ・会議録	当該通知のとおり の取り扱い
事例2	特殊寝台を貸与	特殊寝台に加えて自動排泄処理装置を貸与	・確認依頼書 ・会議録	当該通知のとおり の取り扱い
事例3	貸与無し	特殊寝台の貸与開始	・確認依頼書 ・会議録 ・主治医意見書やそれに代わ る医学的見地による書面	既貸与者ではない ため、通常時と同じ 取り扱い